




水田での農薬流出防止に努めましょう

環境政策課環境政策係 ☎0824-72-1398

農林水産省が定める省令により、水田において農薬を使用するときは「農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」とされています。

除草剤の散布など水田用農薬を使用する際は、農薬が河川などへ流れ出ないように、下記のことを守ってください。また、代かき期から田植期を中心に出る濁り水についても、流出を防ぐために適正な水管理を心掛けましょう。


<p>降水量が多いときは</p> <p>農薬散布前後の気象状況に十分注意し、大雨などの恐れがある場合は、農薬の使用を控えましょう。</p> 	<p>浅水代かき</p> <p>代かきは土くれが7～8割見える程度の浅水状態で行いましょう。水量が抑えられるだけでなく、わらの浮き上がりを防止できるため、作業面でもメリットがあります。</p>
<p>畦畔の補修を</p> <p>ネズミやモグラ、アメリカザリガニなどが掘った穴により、畦畔（あぜ）から漏水することがあります。濁り水の流出防止、地・水温や除草剤効果の低下防止のためにも、あぜ塗りをして畦畔を補修し、漏水を防ぎましょう。</p> 	<p>落水を減らす心掛けを</p> <p>田植え前には作業をしやすくするために落水する（水を減らす）のが一般的ですが、代かき以降の水量管理に気を配り、田植え前の落水をできるだけ減らすよう心掛けましょう。</p> 
<p>農薬飛散に注意を</p> <p>農薬の散布時には、水路や周辺作物などに農薬が飛散しないように注意しましょう。</p>	<p>止水期間は一週間</p> <p>水田で農薬を使用するときは、止水期間を一週間程度としてください。</p>

次のことに注意して山火事を防ぎましょう！

- ▼風の強い日や、乾燥した日は屋外で火を使用しない。
- ▼草焼きなどを行う際には、2人以上で行い、必ず水バケツなどの消火用具を準備する。
- ▼焼却作業中はその場を離れず、作業後は完全に消火する。
- ▼たばこの火は必ず消し、吸い殻は投げ捨てない。

野焼きなど、廃棄物の焼却は法律により禁止されています

認められている廃棄物の焼却は、



山火事に注意しましょう！

例年、空気が乾燥する3月から5月にかけて、全国的に山火事が多く発生します。

原因のほとんどは、たばこの投げ捨てや、たき火、草焼きです。

山火事は、いったん発生すると消火が難しく、大切な森を一瞬にして奪います。森を守るためにも、火災を起こさないように注意しましょう。

令和3年全国山火事予防運動統一標語


あなたです 森を火事から守るのは

次の目的のみです。

- 災害の応急対策または復旧のため
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うため（とんどなど）
- 農林業などのためにやむを得ないもの
- たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却で、軽微なもの

※「軽微なもの」とは、煙の量や臭いなどが近所迷惑にならない程度の少量の焼却をいいますが、家庭や事業ごみを燃やすことは禁止されています。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005



草焼きなどを行う際は、火災と間違われないうちに、事前に近くの消防署または出張所へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

〔届出書〕は、備北地区消防組合のホームページから印刷することができます。

★ホームページ
<http://www.119-bitokujp/>

